

意見書案第 8 号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

令和 6 年 12 月 16 日

提出者 小 川 吉 則

賛成者 森 田 充

賛成者 中 野 正 剛

賛成者 奥 野 嘉 己

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

しかしながら国民の間にも様々な意見が存在しており、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもと進めるためにも議論する必要があると考える。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組みを進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。また、通称使用では、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成 27 年の最高裁判決に続き、令和 3 年 6 月の最高裁においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた上で議論を進めることは国の責務である。

よって、彦根市議会は、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度に係る議論を、国民の間

に存在する様々な意見を十分踏まえつつ、幅広い理解を得ながら、積極的に行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 16 日

彦 根 市 議 会

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

内 閣 総 理 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

法 務 大 臣 殿